

「野村ファンドラップ投資一任契約書」新旧対照表

2018年3月26日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>第2条 (定義) 本契約において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。</p> <p>①② (現状どおり)</p> <p>③契約金額 運用資産の価額をいいます。本契約第5条に基づきお客様が入金した金額をいい、第10条第2項に基づき本契約が更新されたとき、第12条第1項に基づき投資計画が変更されたとき、及び第13条に基づき定時定額払戻が設定、変更または解除されたときに調整されます。</p> <p>④投資額合計 当初の契約金額にその後の増減額及び定時定額払戻金額を加味した額をいいます。</p> <p>⑤～⑮ (現状どおり)</p> <p>第3条 (投資判断・投資実行の委任)</p> <p>1. (現状どおり)</p> <p>2. お客様が口座資産を引出す場合は、第12条に定める減額、第13条に定める定時定額払戻または第14条に定める解約の手続を経た上で行うものとし、野村投資一任口座専用投資信託の収益分配金を、次条に定める提案書において指定した方法によって引出す場合は、この限りではありません。</p> <p>第4条 (提案書への委任)</p> <p>第6条 (投資の方法及び取引の種類)</p> <p>1. (現状どおり)</p> <p>2. 野村投資一任口座専用投資信託に投資しない運用資産は、原則として、個人のお客様の場合は野村アセットマネジメント株式会社が設定する野村 MRF(主に国内債券を投資対象とする投資信託)の買付に充てるものとし、法人のお客様の場合は、金銭のままお預りします。</p> <p>3.～4. (現状どおり)</p> <p>第12条 (お客様による投資計画の変更)</p> <p>1. お客様は、運用開始日の3ヶ月後の応当日(応当日がないときは、運用開始日以降、4回目の月末日)以降、次に掲げる事項(以下、「投資計画の変更」といいます)を行うことができます。なお、①に掲げる事項と②に掲げる事項を組み合わせることを除き、複数の事項を同時に行うことを妨げません。</p> <p>① (現状どおり)</p> <p>②契約金額の減額(但し、1回当たり1万円以上1万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます)</p> <p>③ (現状どおり)</p> <p>2.～6. (現状どおり)</p> <p>7. 増額を伴う投資計画の変更の申込みがあった場合でも、その増額に係る変更適用日から起算して5営業日前の日までに入金を確認できな</p>	<p>第2条 (定義) 本契約において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。</p> <p>①② (省略)</p> <p>③契約金額 運用資産の価額をいいます。本契約第5条に基づきお客様が入金した金額をいい、第10条第2項に基づき本契約が更新されたとき、及び、第12条第1項に基づき投資計画が変更されたときに調整されます。</p> <p>④投資額合計 当初の契約金額にその後の増減額を加味した額をいいます。</p> <p>⑤～⑮ (省略)</p> <p>第3条 (投資判断・投資実行の委任)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. お客様が口座資産を引出す場合は、第12条に定める減額または第13条に定める解約の手続を経た上で行うものとし、野村投資一任口座専用投資信託の収益分配金を、次条に定める提案書において指定した方法によって引出す場合は、この限りではありません。</p> <p>第4条 (投資提案書への委任)</p> <p>第6条 (投資の方法及び取引の種類)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 野村投資一任口座専用投資信託に投資しない運用資産は、原則として、個人のお客様の場合は野村アセットマネジメント株式会社が設定する野村 MRF(主に国内債券を投資対象とする投資信託)の買付に充てるものとし、法人のお客様の場合は、金銭のままお預りします。</p> <p>3.～4. (省略)</p> <p>第12条 (お客様による投資計画の変更)</p> <p>1. お客様は、運用開始日の3ヶ月後の応当日(応当日がないときは、運用開始日以降、4回目の月末日)以降、次に掲げる事項(以下、「投資計画の変更」といいます)を行うことができます。なお、①に掲げる事項と②に掲げる事項を組み合わせることを除き、複数の事項を同時に行うことを妨げません。</p> <p>① (省略)</p> <p>②契約金額の減額(但し、1回当たり100万円以上1万円単位のものに限ります。以下、「減額」といいます)</p> <p>③ (省略)</p> <p>2.～6. (省略)</p> <p>7. 増額を伴う投資計画の変更の申込みがあった場合でも、その変更適用日から起算して5営業日前の日までに入金を確認できな</p>

新	旧
<p>認できないときは、お客様が当該申込を全て撤回したものと して取り扱います。但し、この場合においても、前項に定める変 更回数制限の適用に当たっては、変更が行われたものとみな されます。</p> <p>8～12. (現状どおり)</p> <p><u>第 13 条 (定時定額払戻)</u></p> <p>1. お客様は、運用開始日以降、当社の定める書面を提出すること により、運用資産を定期的に一部換金し、お客様にお支払いす るサービス (以下、「定時定額払戻」といいます) の設定、変更 または解除を行うことができます。</p> <p>2. 定時定額払戻の払戻金額は、1 回あたり 1 万円以上 1 万円単位 (ただし、100 万円を上限とします) とし、払戻頻度、払戻日等 は当社が別に定めるとおりとします。</p> <p>3. 定時定額払戻に係る払戻金額は、払戻日に運用資産から分離す るものとして取り扱います。</p> <p>4. 定時定額払戻に係る契約金額の調整は次のように行います。</p> <p>①定時定額払戻の設定、変更または解除のみの場合 定時定額 払戻の設定、変更または解除の手続が完了した日の前営業日 における運用資産の時価評価額</p> <p>②第 12 条に定める投資計画の変更と同時に定時定額払戻の設 定、変更または解除を行う場合 第 12 条第 8 項第 2 号、第 12 条第 9 項第 2 号、第 12 条第 11 項に定める価額</p> <p>5. 定時定額払戻の設定、変更または解除の適用日は、次のとおり とします。</p> <p>①定時定額払戻の設定、変更または解除のみの場合 定時定額 払戻の設定、変更または解除の手続が完了した日の翌営業日。 ただし、手続の申込時点で既に第 12 条に定める投資計画の変 更の手続が完了しており、当該変更の変更適用日が未到来の 場合は、原則として当該変更の変更適用日の翌営業日</p> <p>②第 12 条に定める投資計画の変更と同時に、定時定額払戻の設 定、変更または解除を行う場合 第 12 条第 3 項に定める日</p> <p>6. 定時定額払戻の終了時期は、次のとおりとします。</p> <p>①お客様から定時定額払戻の解除のお申込があった場合 定時 定額払戻の解除の適用日が属する月の払戻をもって、定時定 額払戻を終了します。</p> <p>②月末最終営業日の前営業日における運用資産の時価評価額が 300 万円を下回った場合 翌月以降の払戻は行わず、定時定 額払戻を終了します。</p> <p>7. 第 12 条に定める投資計画の変更をお客様が行う場合、払戻が 行われない場合があります。</p> <p><u>第 14 条 (解約)</u></p> <p>1. (現状どおり)</p> <p>2. 当社は、お客様について次のいずれかの事由が生じた場合は、 以後、お客様に通知することなく、直ちに本契約を解約できる ものとします。</p> <p>① (現状どおり)</p> <p>②第 23 条による本契約の変更、または野村の証券取引約款の変 更に同意頂けない場合</p> <p>③～⑧ (現状どおり)</p> <p>3～4. (現状どおり)</p> <p><u>第 15 条 (振込精算の原則) (現状どおり)</u></p>	<p>いとときは、お客様が当該申込みを全て撤回したものと取り 扱います。但し、この場合においても、前項に定める変更回数 制限の適用に当たっては、変更が行われたものとみなされま す。</p> <p>8～12. (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 13 条 (解約)</u></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 当社は、お客様について次のいずれかの事由が生じた場合は、 以後、お客様に通知することなく、直ちに本契約を解約できる ものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②第 22 条による本契約の変更、または野村の証券取引約款の変 更に同意頂けない場合</p> <p>③～⑧ (省略)</p> <p>3～4. (省略)</p> <p><u>第 14 条 (振込精算の原則) (省略)</u></p>

新	旧
<p>第 16 条 (解約時の処理等)</p> <p>1. 第 12 条による減額が行われる場合、当社は当該減額に係る変更適用日以降、その時点で適用される目標資産配分比率に配慮しつつ、遅滞なく運用資産を換金し、当該減額に係る金額の返金が可能となった時点で、前条第 2 項に従って当該金額の振込または振替 (以下、併せて「振込」といいます) を行います。この場合、当社の定めにより、運用資産から振込手数料を頂くことがあります。</p> <p>2. 第 14 条 (但し、第 3 項を除きます) による解約が行われる場合、当社は解約日をもって本契約に基づく運用を停止します。</p> <p>3.~5. (現状どおり)</p> <p>6. 第 14 条第 3 項による解約が行われる場合、当社は直ちに本契約に基づく運用を停止し、前 3 項の規定に準じた処理を行います。</p>	<p>第 15 条 (解約時の処理等)</p> <p>1. 第 12 条による減額が行われる場合、当社は当該減額に係る変更適用日以降、その時点で適用される目標資産配分比率に配慮しつつ、遅滞なく運用資産を換金し、減額に係る金額の返金が可能となった時点で、前条第 2 項に従って当該金額の振込または振替 (以下、併せて「振込」といいます) を行います。この場合、当社の定めにより、運用資産から振込手数料を頂くことがあります。</p> <p>2. 第 13 条 (但し、第 3 項を除きます) による解約が行われる場合、当社は解約日をもって本契約に基づく運用を停止します。</p> <p>3.~5. (省略)</p> <p>6. 第 13 条第 3 項による解約が行われる場合、当社は直ちに本契約に基づく運用を停止し、前 3 項の規定に準じた処理を行います。</p>
<p>第 17 条 (運用の責任) (現状どおり)</p>	<p>第 16 条 (運用の責任) (省略)</p>
<p>第 18 条 (投資判断者) (現状どおり)</p>	<p>第 17 条 (投資判断者) (省略)</p>
<p>第 19 条 (忠実義務) (現状どおり)</p>	<p>第 18 条 (忠実義務) (省略)</p>
<p>第 20 条 (運用報告書の交付頻度) (現状どおり)</p>	<p>第 19 条 (運用報告書の交付頻度) (省略)</p>
<p>第 21 条 (秘密の保持) (現状どおり)</p>	<p>第 20 条 (秘密の保持) (省略)</p>
<p>第 22 条 (電子交付) (現状どおり)</p>	<p>第 21 条 (電子交付) (省略)</p>
<p>第 23 条 (本契約の変更)</p> <p>1.~3. (現状どおり)</p> <p>4. お客様から前項の異議があった場合は、第 14 条第 2 項が適用されます。</p>	<p>第 22 条 (本契約の変更)</p> <p>1.~3. (省略)</p> <p>4. お客様から前項の異議があった場合は、第 13 条第 2 項が適用されます。</p>
<p>第 24 条 (契約の移転等の禁止) (現状どおり)</p>	<p>第 23 条 (契約の移転等の禁止) (省略)</p>
<p>第 25 条 (解約・契約終了後の本契約の有効性)</p> <p>本契約が解約され、または本契約が更新されずに終了した場合でも、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項ないし第 6 項、第 17 条、第 21 条、第 26 条、第 27 条及び本項の規定は有効に存続するものとします。</p>	<p>第 24 条 (解約・契約終了後の本契約の有効性)</p> <p>本契約が解約され、または本契約が更新されずに終了した場合でも、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項ないし第 6 項、第 16 条、第 20 条、第 25 条、第 26 条及び本項の規定は有効に存続するものとします。</p>
<p>第 26 条 (協議事項) (現状どおり)</p>	<p>第 25 条 (協議事項) (省略)</p>
<p>第 27 条 (準拠法及び裁判管轄) (現状どおり)</p>	<p>第 26 条 (準拠法及び裁判管轄) (省略)</p>
<p><料金について></p> <p>1. (現状どおり)</p> <p>2. 増額に係る料金の取扱い</p> <p>投資一任受任料・ファンドラップ手数料のそれぞれにつき、(iv) 増額分に固定料率表記載の税抜き料率を乗じ、(v) さらに、変更適用日から当該計算期間の末日までの日数 (但し、2 月 29 日は算入しません) を乗じて 365 で除し、(vi) これに (1+消費税等率) を乗じて算出します。(iv) で適用する料率帯は、当該計算期間における経常的な料金の計算で用いた時価評価額 (当</p>	<p><料金について></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 増額に係る料金の取扱い</p> <p>投資一任受任料・ファンドラップ手数料のそれぞれにつき、(iv) 増額分に固定料率表記載の税抜き料率を乗じ、(v) さらに、変更適用日から当該計算期間の末日までの日数 (但し、2 月 29 日は算入しません) を乗じて 365 で除し、(vi) これに (1+消費税等率) を乗じて算出します。(iv) で適用する料率帯は、当該計算期間における経常的な料金の計算で用いられた時価評価額</p>

新	旧
<p>該計算期間内に、当該増額前の日を変更適用日として先行して行われた増額または減額があるときは、先行して行われた増額の額を加え、減額の額を減じます)と、当該増額の額を合算して定めます。また、前記 (iv)、(v)、(vi) の各段階で円未満の端数が出たときは、その段階ごとに切捨てます。そして、当該増額に係る変更適用日の翌営業日に、お客様の野村投資一任口座から引き落とさせていただきます。</p> <p>3. 増額を伴わない運用コースの変更、減額、<u>定時定額払戻</u>または解約の場合の取扱い</p> <p>増額を伴わない運用コースの変更、減額、<u>定時定額払戻</u>または解約は、原則として、これらが発生した計算期間に係る料金に変動を及ぼしません(例えば、解約日を含む計算期間の料金は、解約がなかった場合と同額となり、料金の賦課が停止されるのは次の計算期間からとなります)。但し、計算期間の最初の営業日を変更適用日として、選択するリスク水準の変更または減額が行われた場合は、その計算期間に係る料金の計算について次の取扱いを行います。</p> <p>(1) リスク水準が変更された場合 変更後のリスク水準に応じた料率を用いる。</p> <p>(2) 減額が行われた場合 上記1. (i) に「時価評価額」とあるのを「時価評価額から当該減額の額を差引いた額」と読み替える。</p> <p>(投資一任受任料について実績報酬併用制を選択した場合の特則) 投資一任受任料については、契約期間ごとに、上記に代えて実績報酬併用制を選択することができます。この方式を選択した場合、次の取扱いが行われます。</p> <p>投資一任受任料等料率表</p> <p>①投資一任受任料(現状どおり)</p> <p>②ファンドラップ手数料(現状どおり)</p> <p>※ 投資信託について、信託財産から運用管理費用(信託報酬)等が差引かれるほか、投資信託の売却時に信託財産留保額が差引かれることがあります。運用管理費用(信託報酬)等及び信託財産留保額については、個々の投資信託によって料率や取扱いが異なりますので、各投資信託の目論見書等で確認して下さい。</p> <p><実績報酬併用制における特則>(現状どおり)</p>	<p>(当該計算期間内に、当該増額前の日を変更適用日として先行して行われた増額または減額があるときは、先行して行われた増額の額を加え、減額の額を減じます)と、当該増額の額を合算して定めます。また、前記 (iv)、(v)、(vi) の各段階で円未満の端数が出たときは、その段階ごとに切捨てます。そして、当該増額に係る変更適用日の翌営業日に、お客様の野村投資一任口座から引き落とさせていただきます。</p> <p>3. 増額を伴わない運用コースの変更、減額または解約の場合の取扱い</p> <p>増額を伴わない運用コースの変更、減額及び解約は、原則として、これらが発生した計算期間に係る料金に変動を及ぼしません(例えば、解約日を含む計算期間の料金は、解約がなかった場合と同額となり、料金の賦課が停止されるのは次の計算期間からとなります)。但し、計算期間の最初の営業日を変更適用日として、選択するリスク水準の変更または減額が行われた場合は、その計算期間に係る料金の計算について次の取扱いを行います。</p> <p>(1) リスク水準が変更された場合 変更後のリスク水準に応じた料率を用いる。</p> <p>(2) 減額が行われた場合 上記1. (i) に「時価評価額」とあるのを「時価評価額から当該減額の額を差引いた額」と読み替える。</p> <p>(投資一任受任料について実績報酬併用制を選択した場合の特則) 投資一任受任料については、契約期間ごとに、上記に代えて実績報酬併用制を選択することができます。この方式を選択した場合、次の取扱いが行われます。</p> <p>投資一任受任料等料率表</p> <p>①投資一任受任料(省略)</p> <p>②ファンドラップ手数料(省略)</p> <p>※ 投資信託について、信託財産から運用管理費用(信託報酬)等が差引かれるほか、投資信託の売却時に信託財産留保額が差引かれることがあります。運用管理費用(信託報酬)等及び信託財産留保額については、個々の投資信託によって料率や取扱いが異なりますので、各投資信託の目論見書等で確認して下さい。</p> <p><実績報酬併用制における特則>(省略)</p>

以上